

## ○たてばやし応援店参加規約

### （目的）

第1条 たてばやし応援店（以下「応援店」という。）は、館林市が好きで、館林市を応援したいという市内に店舗等を有する、又は市内で営業活動等を行っている事業者を対象とした任意応援団体を設置し、館林市の様々な魅力を市民、来訪者等に発信・提供することにより、本市の豊かなまちづくり、ブランド力の向上及び観光誘客数の増加等につなげることを目的とする。

### （参加基準）

第2条 応援店に参加できる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 館林市が好きで、館林市を応援したいこと。
- (2) 館林市内に店舗等を有する、又は市内で営業活動等を行っていること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないこと又はこれに類しないこと。
- (4) 消費者金融又は高利貸しに係る事業を営んでいないこと。
- (5) 公営を除くギャンブルに係る事業を営んでいないこと。
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行っていないこと。
- (7) 館林市が発注する建設工事の請負等に係る入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 事業者及び事業者が属する世帯の構成員が、館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。
- (9) 市税等の滞納がないこと。

### （参加手続き）

第3条 応援店に参加を希望する事業者は、たてばやし応援店参加申込書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）に必要事項を記載のうえ、市長に申請するものとする。

### （参加特典）

第4条 応援店に参加した事業者に対して、次の特典を授与する。

- (1) たてばやし応援店認定証
- (2) たてばやし応援店卓上ミニのぼり旗
- (3) 館林市公式ホームページ等での店舗等のPR

### （活動）

第5条 応援店は、第1条の目的を達成するため、次の各号の活動を行うこととする。

- (1) 店舗等における館林市の魅力の共有・発信
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的達成に必要と思われる活動

### （禁止行為）

第6条 応援店は、前条の活動を行うに当たり、次の行為を禁止することとする。

- (1) たてばやし応援店認定証及びたてばやし応援店卓上ミニのぼり旗の他事業者等への転売、

貸与及び譲渡

- (2) 著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他の応援店及び第三者の誹謗中傷
- (4) 事実に反する情報又は公序良俗に反する情報若しくはそのおそれのある情報の発信
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動及びその他これらに類する行為
- (6) 法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(認定の取消し)

第7条 館林市は、応援店が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に予告することなく応援店から除外することができる。

- (1) 申請情報に虚偽があったとき。
- (2) 第6条に規定する禁止行為を行ったことが明らかであるとき。
- (3) 館林市、他の応援店及び第三者に損害を及ぼす、又はその可能性があると判断されるとき。
- (4) 前3条に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年8月30日）

この規約は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日）

この規約は、令和6年11月1日から施行する。